

豊中あいわ苑 デイサービスセンター

指定通所介護事業運営規程

【事業の目的】

第1条 社会福祉法人愛和会が設置する豊中あいわ苑デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護職員」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定通所介護を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 指定通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

指定介護予防通所介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
5. 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

6. 前5項のほか、豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第69号）

豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年豊中市規則第10号）

豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第73号）

豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年豊中市規則第14号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 豊中あいわ苑デイサービスセンター
- (2) 所在地 豊中市寺内一丁目1番10号

【職員の職種、員数及び職務の内容】

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、職員及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の実施に関し、事業所の職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 通所介護職員

生活相談員 1名（常勤1名）

介護職員 8名以上（常勤、非常勤含む）

看護職員 2名以上（常勤、非常勤含む。機能訓練指導員兼務）

機能訓練指導員 3名以上（常勤、非常勤含む。看護職員兼務）

通所介護職員は、指定通所介護の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止す

るための訓練指導、助言を行なう。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

【営業日及び営業時間】

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

但し、1月1日、2日、3日、12月31日は休日とする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時50～午後4時10分までとする。

【指定通所介護の利用定員】

第6条 事業所の利用定員は、月～土曜日 50名

【指定通所介護の内容】

第7条 指定通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 入浴サービス

(2) 給食サービス

(3) 生活指導（相談・援助等）レクリエーション

(4) 機能訓練

(5) 健康チェック

(6) 送迎

(7) アクティビティ・生活機能向上（介護予防など）

【利用料等】

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は、2割又は、3割の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

2. 食事の提供に要する費用については昼食640円（税込）、おやつ100円（税込）を徴収する。

3. その他、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用については実費を徴収する。

4. 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者とその他の費用

(個別の費用ごとに区分) について記載した領収書を交付する。

5. 指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
6. 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
7. 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

【通常の事業の実施地域】

第9条 通常の事業の実施地域は次の区域とする。

- ① 豊中市 ② 吹田市

【衛生管理等】

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

【サービス利用に当たっての留意事項】

第11条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

【緊急時における対応方法】

第12条 指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに、主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2. 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等

に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3. 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

【非常災害対策】

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

【苦情処理】

第14条 指定通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2. この事業所は、提供した指定通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. この事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

【個人情報の保護】

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

【虐待防止に関する事項】

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
 - ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置
 - ・成年後見制度の利用支援
 - ・介護相談員の受入れ
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【身体的拘束等の原則禁止】

- 第17条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
2. 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

【その他の運営に関する留意事項】

- 第18条 この事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
4. この事業所は、指定通所介護に関する指定居宅サービス等基準条例施行規則及び指定介護予防サービス等基準条例施行規則で定める記録を整備し、指定居宅サービス等基準条例施行規則及び指定介護予防サービス等基準条例施行規則で定める日から5年間保存するものとする。
5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年 4月1日から施行する。

この規程は、平成17年 7月1日より改定する。
この規程は、平成17年10月1日より改定する。
この規程は、平成18年 5月1日より改定する。
この規程は、平成21年 9月1日より改定する。
この規程は、平成22年 1月1日より改定する。
この規程は、平成22年 4月1日より改定する。
この規程は、平成23年 1月1日より改定する。
この規定は、平成24年 4月1日より改訂する。
この規定は、平成25年 4月1日より改訂する。
この規定は、平成26年 4月1日より改訂する。
この規程は、平成27年 6月1日より改訂する。
この規程は、平成27年 8月1日より改訂する。
この規程は、平成30年 1月1日より改訂する。
この規程は、平成31年 4月1日より改訂する。
この規程は、令和1年 11月1日より改訂する。
この規程は、令和6年 4月1日より改訂する。